

◎農林水産委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月24日 (金)	農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
2	平成5年10月22日 (金)	当面の農林水産行政に関する件について畑農林水産大臣、政府委員、外務省、厚生省、農林水産省、科学技術庁、労働省及び自治省当局に対し質疑を行った。 農林漁業災害、米安定供給等の対策に関する決議を行った。
3	平成5年10月28日 (木)	米問題について細川内閣総理大臣及び畑農林水産大臣に対し質疑を行った。
4	平成5年11月9日 (火)	畑農林水産大臣から欧州訪問について報告を聴いた。 当面の農林水産行政に関する件について畑農林水産大臣、政府委員、農林水産省及び外務省当局に対し質疑を行った。
5	平成5年12月9日 (木)	米問題について畑農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。

6

平成6年1月27日
(木)

理事の補欠選任を行った。
請願第二〇五号外三件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第一三〇号外二六件を審査した。

農林漁業災害、米安定供給等の対策に関する決議

本年における異常低温、集中豪雨、台風等の災害は、全国各地にわたって、農林漁業に未曾有の被害を与え、地域経済はもとより、広く国民経済一般にも極めて深刻な影響を及ぼしている。

このため、政府は、先の関係閣僚会合において冷害対策等に関する基本的事項を提示したところであるが、甚大な被害は、農林漁業者の経営意欲を著しく減殺しており、これを回復する観点から、天災融資法・激甚災害法の早期発動等既存の救済策の着実な実施はもとより、実効ある特段の対策につき、補正予算等必要な財源確保も含めて、迅速かつ的確に実施し、被災農林漁業者が安心して再生産に取り組むことのできる体制の確立等に万遺憾なきを期すべきである。

また、米が戦後最悪の不作となる見通しであることに対応し、転作等目標面積の緩和等により、計画的な適正在庫の確保に努め、食糧管理制度の基本に即した安定供給対策を講ずるとともに、今回の米の輸入については、緊急特例的な措置であり、国際的な米需給に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、本会議及び本委員会における米の国内完全自給に関する諸決議の趣旨に反することのないよう万全を期すべきである。

右決議する。